

衆議院内閣委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 5 月 22 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

1 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・あかま国務大臣、山田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、みらい、中村はやと君（無） 反対－共産）
- ・長谷川淳二君外 6 名（自民、中道、維新、国民、参政、みらい、中村はやと君（無））から提出された附帯決議案について、森ようすけ君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、みらい、中村はやと君（無） 反対－共産）
（質疑者）鳩山二郎君（自民）、後藤祐一君（中道）、西田薫君（維新）、森ようすけ君（国民）、川裕一郎君（参政）、高山聡史君（みらい）、塩川鉄也君（共産）、中村はやと君（無）

（質疑者及び主な質疑事項）

鳩山二郎君（自民）

- （1） 小型無人機等飛行禁止法制定以降のドローンの性能向上
- （2） イエローゾーンの範囲をおおむね 1,000 メートルとする妥当性及び 1,000 メートルを大きく超える範囲を指定する可能性
- （3） レッドゾーンの上空飛行を厳罰化する必要性
- （4） イエローゾーンの上空飛行の直罰化に伴うドローン利活用への悪影響を防止するための取組
- （5） ドローンの規制内容の周知方法、特に新規購入者や機器を持ち込む外国人等に対する周知方法
- （6） 対象施設の類型として対象特別要人所在施設を追加する理由
- （7） 対象特別要人所在施設又は対象外国公館等として指定する期間を具体的に定めるに当たっての基準

後藤祐一君（中道）

- （1） 対象施設周辺地域について対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね 1,000 メートルの地域から過度に拡大して指定されないことの確認
- （2） 対象特別要人所在施設の指定
 - ア 行事会場が屋外であること又は国内要人が数時間以上滞在する宿泊地等であることを指定基準とするものの確認
 - イ 会場が指定対象となる行事の想定及び街頭演説会場が指定される可能性
 - ウ 官報による告示から指定までの十分な期間が確保できないような街頭演説を控える必要性
 - エ 会場の指定について官報による告示を行い周知するために必要な具体的日数
 - オ アの指定基準について国家公安委員会規則で定める必要性
- （3） 対象外国公館等の指定
 - ア これまでに対象外国公館等として指定された施設
 - イ 指定基準を明文で定める必要性
- （4） 規制内容の周知
 - ア 対象施設周辺地域等の具体的範囲及び飛行に際して同意手続を要する旨がドローン情報基盤システム（DIPS）において表示されることの確認
 - イ 小型無人機等の関係団体又は販売業者を介して周知を図る必要性

- (5) マスコミによる取材目的のドローン飛行については施設管理者の同意を与える必要性
- (6) 小型無人機等飛行禁止法上の施設管理者による飛行への同意と航空法上の飛行許可
 - ア 航空法上飛行が許可された場合であっても施設管理者が飛行を不同意とするケース
 - イ 航空法上飛行が許可された場合は例外的なケースを除き施設管理者が原則飛行に同意する旨の基準等を定める必要性
 - ウ 施設管理者の同意に要する期間及び同意取得手続におけるオンライン申請の仕組みの有無
 - エ 勤務先や機体の特徴を理由に飛行を不同意とした例
 - オ 二重手続になるようなコストを最小化する工夫についての警察庁及び国土交通省の取組
 - カ D I P S から警察庁のウェブサイトにはアクセスできる仕組みを導入する必要性
- (7) ドローンの攻撃技術と対処技術
 - ア 高性能かつ攻撃力の高いドローンへの対処能力及び対処のために必要な時間
 - イ 諸外国で戦争等において使用されるドローンに対して講じられている対処手段
 - ウ 改正後の第 11 条第 2 項に基づき警察官が対象施設の管理者等に対して行う命令の形式
 - エ 対象施設管理者が違法なドローン飛行に対して必要な措置を取った結果第三者に財産上の損失が生じた場合における補償主体

西田薫君（維新）

- (1) イエローゾーンの範囲を 1,000 メートルより拡大する必要性
- (2) 国際会議の準備等のために使用される会議場施設等を対象施設として指定する期間
- (3) 原子力事業所における違法なドローン飛行対策
- (4) ドローンの危険性を踏まえたイエローゾーンの上空飛行に対する罰則の在り方
- (5) 軽量ドローンの使用者を含め多くの国民に対して規制内容の周知を図る必要性

森ようすけ君（国民）

- (1) イエローゾーンの範囲の拡大による対応の実効性及びドローン規制の在り方を見直す必要性
- (2) 性能及び用途に応じた規制の検討の有無
- (3) 飛行許可を受けたドローンか否かの判断方法
- (4) ドローンの利活用促進との調和を意識した規制を検討する必要性
- (5) 特定航空用機器の規制強化の妥当性
- (6) 今回の法改正による規制強化がドローン利活用や市場成長に与える悪影響の有無
- (7) 法施行状況
 - ア これまでの検挙件数及びゾーン別の内訳
 - イ これまでの措置命令の件数
 - ウ 検挙された事件における違反者の飛行理由・目的及び検挙人員中の外国人数
- (8) 本法律案の施行期日を公布の日から起算して 20 日を経過した日とした理由
- (9) 訪日外国人に対するドローンの飛行規制に関する情報提供方法及びその改善策
- (10) 警察の警戒警備及び危害排除措置に関する体制強化の方針
- (11) 対象施設におけるドローン対処資機材の整備等の体制強化
- (12) 必要な期間を定めた対象特別要人所在施設等の指定
 - ア 指定に係る周知の強化
 - イ 地理院地図における指定開始前からの分かりやすい情報提供

川裕一郎君（参政）

- (1) イエローゾーンの範囲をおおむね1,000メートルとする根拠及び将来的な見直しの可能性
- (2) イエローゾーン上空飛行の直罰化の根拠となる立法事実及び刑事罰の水準の抑止力としての妥当性
- (3) 国、地方公共団体及び販売事業者による分かりやすい規制に関する情報提供の重要性に対する認識並びに具体的取組
- (4) 大規模災害時における飛行許可手続及び関係機関との運用調整
- (5) 危害排除措置を講ずる原子力事業者等と警察との役割分担及び連携の在り方に関する見解
- (6) 不法なジャミングが発生した場合の対応、電波監視体制及び二次被害の防止策

高山聡史君（みらい）

- (1) 小型無人機等飛行禁止法制定以降のドローンの性能向上及び重要施設周辺における不審飛行及び侵入未遂事件の発生の状況
- (2) イエローゾーンの範囲をおおむね1,000メートルとする根拠及び現実の脅威に対する妥当性
- (3) ドローンの飛行禁止区域の具体的な範囲を国民が正確に把握するための情報提供に係るDIPSの現在の整備状況
- (4) 対象施設の安全確保措置における警察官と管理者等との役割分担及び管理者等に対する資機材整備に向けた助言や訓練実施等の支援の在り方
- (5) 規制範囲の拡大が正当な利活用に与える影響、同意取得や通報手続の電子化・ワンストップ化の方向性及び運行管理に関する技術を活用したより柔軟かつ実効的な規制設計の可能性

塩川鉄也君（共産）

- (1) イエローゾーンにおける小型無人機の飛行の直罰化
 - ア 飛行による危険性・被害の有無にかかわらずイエローゾーンにおける小型無人機の飛行を直罰化することの是非
 - イ アの直罰化により法益侵害の危険性がない行為を処罰対象とすることは不当に市民の自由及び権利を侵害するものではないかとの指摘に対するあかま国務大臣の見解
- (2) 防衛関係施設における安全確保措置
 - ア 本法律案により自衛隊の警察権が及ぶ範囲が拡大することに対する危惧
 - イ 対象施設となっている在日米軍施設・区域及びその周辺における安全確保措置の実施主体
- (3) 報道の自由の制限
 - ア 本法律案により報道の自由が制限される可能性
 - イ 本法律案によるイエローゾーンの拡大が米軍の要求に基づく在日米軍施設等に対する取材活動の制限を企図したものではないかの確認

中村はやと君（無）

- (1) ドローンの機体認証を世界標準の運用ベースに合理化するとともに操縦者の国家資格を必須化し垂直離着陸機（VTOL）に対応した国家資格を整備する必要性
- (2) 離島輸送を可能とする長距離通信の実現に向けたドローンの通信規制の総合的な見直しの見通し
- (3) 飛行禁止区域におけるドローン飛行の同意取得について、医療物資の運搬等の社会的意義の高い目的での反復飛行は手続を簡素化するなどの弾力的な運用を行う必要性